

施設サービス事業に関する留意事項

特別養護老人ホームについて

「福井県特別養護老人ホーム入所指針」の一部改正について

特別養護老人ホームの入所対象者に関しては、平成27年4月1日以降、原則要介護3以上の方に限定される一方で、要介護1、2の方であっても、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合には、市町の適切な関与の下、特例的に入所が認められるところです。

県では、昨年12月に示された厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」および県内市町に対する意見照会の結果を踏まえ、福井県老人福祉施設協議会と協議を行い、「福井県特別養護老人ホーム入所指針」の一部を改正する予定です。各施設においては、市町とも連携の上、適切に運用されるようお願いします。

なお、改正後の入所指針については、長寿福祉課のホームページにおいても掲載する予定です。

(主な改正点)

- 国の指針に基づき特例入所の要件や手続きを規定
 - 施設が受入体制などを踏まえて医療的ケアが必要な方や重度の認知症の方を優先して受け入れできるよう入所判定基準の配点を見直し（その他考慮すべき状況）
 - その他語句の修正など所要の見直し
- (施行期日)
- 平成27年4月1日

軽費老人ホームについて

生活費上限額の引上げについて

平成27年2月18日付け長第240号で通知したとおり、平成27年4月1日より、軽費老人ホームの生活費（冬期加算額を含む）の上限額を引き上げます。

上限額の範囲内で生活費を改定する施設は、入所者本人または入所者のご家族に料金改定の内容を説明し同意を得た上で、変更届を提出してください。

<ケアハウス>

地 域	現 行		改定後	
	1人当たり	冬期加算額 (11月～3月)	1人当たり	冬期加算額 (11月～3月)
福井市 (甲地)	44,810円	4,040円	46,090円	4,150円
上記以外 (乙地)	42,490円	3,830円	43,700円	3,930円

<A型>

地 域	現 行		改定後	
	1人当たり	冬期加算額 (11月～3月)	1人当たり	冬期加算額 (11月～3月)
福井市 (甲地)	52,780円	4,040円	54,280円	4,150円
上記以外 (乙地)	50,210円	3,830円	51,640円	3,930円

サービス付き高齢者向け住宅について

サービス付き高齢者向け住宅普及促進事業補助金について

《目的》

中重度の要介護者も受入可能なサービス付き高齢者向け住宅の県内全域への普及を促進

《事業内容》

交付要件を満たす住宅を整備する事業者に対し、国の補助金に上乗せして助成

《交付要件》

- ①定期巡回・隨時対応サービス事業所 または 小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護も可）を併設すること

（併設の具体例）

既設の小規模多機能型居宅介護事業所の隣接敷地に、新たにサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合（同一事業者・他事業者いずれも可）も交付の対象

- ②開設後に中重度の要介護者を受け入れること

- ③その他、同補助金取扱要領に定める要件を満たすこと

《対象経費》

サービス付き高齢者向け住宅の新築 または 改修に要する経費

《補助率等》

国土交通省の補助額の2分の1（上乗せ）

（上限50万円／戸 ただし、機械浴槽を設置しない場合は上限30万円／戸）

※参考資料

国土交通省の「サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金」

新築：工事費の10分の1（上限100万円／戸）

改修：〃 3分の1（上限100万円／戸）

住所地特例の対象となるサービス付き高齢者向け住宅について

介護保険法が改正され、平成27年4月より、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅が住所地特例の対象となります。

については、厚生労働省から県のホームページで有料老人ホームの一覧表を公表し、毎月1回、各月1日現在の情報を、原則15日までに公表することを求められていますので、登録内容に変更がある場合は、県建築住宅課宛に正確で速やかな変更申請をお願いします。

なお、以下のいずれかの場合にあっては、住所地特例の対象となることや、住所地特例の対象だったものが対象でなくなることがあります。

- 「入浴、排せつ若しくは食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかを実施することに変更することにより、有料老人ホームに該当することとなる場合又はいずれも実施しないことに変更することにより有料老人ホームに該当しないこととなる場合
- 介護専用型特定施設であって、戸数を30戸未満から30戸以上に変更する場合又は30戸以上から30戸未満に変更する場合

共通事項について

非常災害対策の徹底について

1 防火安全体制の徹底について

平成25年3月27日および平成25年12月27日に「消防法施行令の一部を改正する政令」等が公布され、防火対象物の用途区分やスプリンクラー設備等の消防設備の設置基準の見直しが行われました。

改正の概要につきましては、県から平成26年1月23日付け事務連絡（別紙1）をお送りしておりますので、施設・事業所においては、記載事項に留意の上、対応に万全を期すようお願いします。

また、防火安全体制については「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」（平成25年2月14日事務連絡）の通知をお送りしておりますので、再度ご確認いただき、社会福祉施設等における防火体制の確保および万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すようお願いします。

(1) 非常災害対策の適切な実施

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定
- ② 非常災害時の関係機関への通報および連携体制の構築
- ③ ①および②の事項の定期的な従業者に対する周知
- ④ 定期的な避難訓練の実施

(2) 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

- ① 消防法等に規定されたスプリンクラーや自動火災報知機等の消防設備の設置、点検

2 土砂災害避難マニュアルの作成および避難訓練の実施について

土砂災害警戒区域や特別警戒区域に立地する施設・事業所に対しては、土砂災害に対する避難マニュアルの作成や避難訓練の実施をお願いしているところです。

避難マニュアルに基づき定期的な避難訓練の実施をお願いします。

※参考資料

- 「土砂災害避難マニュアル」作成の手引き（平成23年3月 福井県）
- 土砂災害避難マニュアル ひな形 （ ）
福井県土木部砂防防災課ホームページに掲載
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/hinantebiki.html>
- 社会福祉施設における災害対策の手引き（平成23年7月 福井県社会福祉協議会）
福井県社会福祉協議会ホームページに掲載
<http://www.f-shakyo.or.jp/static/0000003/000/00002016.html>

3 事業所間の災害支援協定の締結について

国は、平成24年4月20日厚生労働省通知「介護保険施設等における防災対策の強化について」の中で、あらかじめ、都道府県内の施設や近隣都道府県の施設との間で、災害時における被災施設利用者の他施設への避難・被災施設からの受入れ、介護職員等の被災施設への派遣・他施設からの受入れなどの支援について、協定を結ぶことを検討するよう通知しています。

この通知を踏まえ、各介護保険施設等においては、万一の災害時に備えて、あらかじめ協定締結について検討していただき、協定締結時にはその内容について県に連絡していただきますようお願いします。

※参考資料

- 介護保険施設等における防災対策の強化について（平成24年4月 厚生労働省通知）
- 大規模災害時における被災施設から他施設への避難、職員派遣、在宅介護者に対する安全確保対策等について（平成24年4月 厚生労働省通知）

福井県健康福祉部長寿福祉課ホームページに掲載

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/kousinkeisai_d/fil/025.pdf

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/kousinkeisai_d/fil/026.pdf

4 耐震化の促進について

高齢者が利用する施設・事業所においては、大規模地震が発生した際、被害をできる限り軽減するため、建築物の耐震化を図ることが重要です。

県では、国の基本方針を踏まえ、「福井県建築物耐震改修促進計画」に基づき、高齢者福祉施設など多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成27年度までに90%にすることを目標としています。

現状では、旧耐震基準により建築された建築物で耐震診断が未実施の建築物もあることから、該当する施設・事業所においては、まず、耐震診断により建築物の耐震性の有無を確認し、その結果を踏まえ、耐震改修等が必要な場合には、早急に対策を講じるようお願いします。

※参考資料

- 福井県建築物耐震改修促進計画について（平成18年12月 福井県）
福井県土木部建築住宅課ホームページに掲載
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenchikuyuutakuka/taisinkeikaku.html>

原子力災害時における社会福祉施設等入所者の広域避難について

県では、原子力発電所から30km圏内にある市町の社会福祉施設等の入所者が原子力災害発生時に30km圏外へ迅速かつ円滑に避難できるよう平成26年3月に「福井県広域避難計画要綱」を策定し、あらかじめ広域避難先を定めたところであります。

要綱策定から間もなく1年を迎え、この間、対象となる社会福祉施設等に増減が生じたことから、見直し案を作成しお示ししております。

また、平成26年度中に開設した社会福祉施設等であって、原子力発電所から30km圏内に立地している場合には、「原子力災害時避難計画」作成ガイドラインに基づき、施設において避難計画を作成していただく必要があります。

広域避難計画要綱につきましては、正式に改定され次第別途お知らせするとともに、避難計画の作成につきましても、併せてお願ひさせていただきますのでよろしくお願ひします。

(避難計画作成対象施設)

- 指定介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 特定施設入所者生活介護事業所
- 認知症対応型共同生活介護事業所
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム（高浜原発5km圏内に限る）
- 生活支援ハウス（　　〃　　）

感染症対策の徹底について

介護を必要とする高齢者の多くは、感染症に対する抵抗力が弱いために、感染が広がりやすく、感染症対策を徹底することが重要です。

今年度も、食中毒予防注意報が平成26年11月27日から平成27年3月31日まで発令されており、またインフルエンザ警報が平成27年1月5日に発令されており、感染症の発生動向に注意する必要があります。

本県においてノロウイルスやインフルエンザ等の感染拡大が懸念される場合には、その都度、施設・事業所に対して、県から感染症対策の徹底について通知をお送りしておりますので、感染予防、感染拡大防止対策の参考としてご活用ください。

(施設における感染予防、感染拡大防止対策)

- ① 施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること（指針には、平常時の対策及び発生時の対策を規定すること）
- ② 施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果について、施設職員に周知徹底を図ること
- ③ 施設職員に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を年2回以上実施すること
- ④ 厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚労告268号）に沿った対応を行うこと

※福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則第10条他

また、次のような場合には、施設長は迅速に保健所に報告することとなっております。その際には、保健所に今後の対応の相談をし、その指導に従っていただくようお願いします。

(報告が必要な場合)

- ① 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚労告268号）

なお、長寿福祉課のホームページにおいて、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」（平成25年3月 厚生労働省）や「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日 厚生労働省通知）等が、福井県感染症情報ホームページにおいて、各感染症の発生動向等が閲覧できますのでご活用ください。

※参考資料

長寿福祉課ホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/chouju-kansenshou.html>
福井県感染症情報ホームページ <http://www.erc.pref.fukui.jp/kansen/>

事務連絡
平成26年1月23日

老人福祉施設施設長様
介護老人保健施設管理者様
有料老人ホーム施設長様
介護保険サービス事業所の長様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

日ごろから、本県の高齢者福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。みだしのことについて、消防庁から別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。改正の主な内容は下記のとおりとなっております。詳細等について御不明な点がございましたら、最寄りの消防署または下記担当までお問い合わせください。
スプリンクラー等設置の補助制度につきましては、貴施設の所在する市町の介護保険担当課までお問い合わせくださいますようお願いします。

記

1 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設については、原則として、延べ床面積に関わらず、全ての施設にスプリンクラー設備を設置しなければならない。

2 自動火災報知設備の設置基準の見直し

消防法施行令別表第1(6)ハに掲げる施設のうち、利用者を入居させ、または宿泊させるものについては、延べ床面積に関わらず、全ての施設に自動火災報知設備を設置しなければならない。

3 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設に設ける消防機関へ通報する火災報知設備にあっては、自動火災報知設備の感知器と連動して起動するものとする。
(ただし、自動火災報知設備の受信機および消防機関へ通報する火災報知設備が防災センターに設置されるものにあっては、この限りでない。)

4 施行日

平成27年4月1日

(ただし、現に存する対象施設および現に新築や増築等の工事中の対象施設については、平成30年3月31日までは従前の例による。)

(注) その他詳細については、消防庁報道発表資料を御参照ください。

www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2512/251227_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

【問合せ先】

施設サービスグループ

TEL: 0776-20-0333

Email:hokaisei@pref.fukui.lg.jp

消防設備の設置基準の改正について

1 消防法上の用途区分

6項	現 行	改正後
口	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・有料老人ホーム（※1） (主として要介護状態にある者を入居させるもの※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・有料老人ホーム（※1） (避難が困難な要介護者を主として入居させるもの※3) ・軽費老人ホーム (避難が困難な要介護者を主として入居させるもの※3) ・小規模多機能型居宅介護事業所 (避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの※3) ・その他これらに類するもの (避難が困難な要介護者を主として入居、宿泊させるもの※3)
ハ	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム（上記以外） ・軽費老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・デイサービスセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム（上記以外） ・軽費老人ホーム（上記以外） ・小規模多機能型居宅介護事業所（上記以外） ・デイサービスセンター（上記以外） ・その他これらに類するもの（上記以外）

※1 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。

※2 「主として要介護状態にある者を入居させるもの」については介護居室の割合が定員の半数以上であるかを目安に消防署で判断

※3 「避難が困難な要介護者」については要介護3以上の者。「主として入居させるもの」については定員の半数以上であるかを目安に消防署で判断

「主として宿泊させるもの」については実態として複数の避難が困難な要介護者を同時にしくは継続的に宿泊させるなど宿泊サービスの提供が常態化しているか、避難が困難な要介護者が宿泊者の半数以上であるかを目安に消防署で判断

2 消防設備の設置基準

6項	現 行			改正後		
	スプリンクラー	自動 火災報知設備	消防機関への 火災通報装置	スプリンクラー	自動 火災報知設備	消防機関への 火災通報装置
口	延べ床面積 275 m ² 以上	すべての施設	すべての施設	すべての施設	すべての施設	すべての施設※
ハ	延べ床面積 6,000 m ² 以上	延べ床面積 300 m ² 以上	延べ床面積 500 m ² 以上	延べ床面積 6,000 m ² 以上	利用者を入居、 宿泊させるもの →すべての 施設 上記以外 →延べ床面積 300 m ² 以上	延べ床面積 500 m ² 以上

※口に掲げる施設に設ける火災通報装置にあっては、自動火災報知設備の感知器と連動して起動するものとする。

(ただし、自動火災報知設備の受信機および火災通報装置が防災センター（常時人がいるものに限る）に設置されるものにあっては、この限りでない。)

3 施行日

平成27年4月1日

ただし、現に存する施設および現に新築や増築中の施設については、平成30年3月31日までは従前の例による。

既存施設のスプリンクラー等整備 補助対象施設一覧(H26補正予算以降)

○:補助対象
—:補助対象外

施設種別	消防法 施行令 別表第1 用途区分	スプリンクラー		消火ポンプ	自動火災報知設備	消防機関への 火災通報装置	交付金 の 流れ 国 → 市町 → 事業者				
		『設置義務』 (口)すべての施設 (ハ)延面積6,000m ² 以上									
		1,000m ² 未満	1,000m ² 以上の 平屋建て								
地域介護・福祉空間整備交付金 補助単価	第6項	9,260円/m ²	17,500円/m ²	2,320千円/施設	1,030千円/施設	310千円/施設					
特別養護老人ホーム【定員29名以下】	□	○	○	—	—	—					
特別養護老人ホーム【定員30名以上】	□	○	○	—	—	—					
老人保健施設	□	○	○	—	—	—					
養護老人ホーム	□	○	○	—	—	—					
認知症高齢者グループホーム	□	○	○	—	—	—					
有料老人ホーム	□・ハ	○	○ 平屋建て以外も対象	○ 1,000m ² 未満	○ 300m ² 未満	○ 500m ² 未満					
小規模多機能型居宅介護事業所	□・ハ	○	○ 平屋建て以外も対象	○ 300m ² 未満	○ 500m ² 未満	○ 500m ² 未満					
軽費老人ホーム	□・ハ	○	○ 平屋建て以外も対象	○ 300m ² 未満	○ 500m ² 未満	○ 500m ² 未満					
複合型サービス事業所	□・ハ	○	○ 平屋建て以外も対象	○ 300m ² 未満	○ 500m ² 未満	○ 500m ² 未満					
生活支援ハウス等(※)	□・ハ	○	○ 平屋建て以外も対象	○ 300m ² 未満	○ 500m ² 未満	○ 500m ² 未満					

※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設のうち、知事が特に必要と認めた施設